



横浜事件 再審裁判を 支援する会

No.39

1999. 11. 20

[事務局]

〒101-0064

東京都千代田区

猿楽町1-4-8

松村ビル402

☎03-3291-8066

Fax 03-3291-8066

▲今年6月11日、東京・神保町の岩波セミナーームでの「最高裁での公正な審理を求める集会」で講演する大川隆司弁護士事務所長。講演内容は4～8ページに掲載。

▼昨年8月末の東京高裁の棄却の後、第二次再審請求は現在、最高裁で審理中です。最高裁での審理の状況はわかりませんが、日弁連ではこの第二次再審に注目し、その人件委員会の中に特別に「横浜事件委員会」を設置、北海道、東京、横浜の四人の弁護士さんがその委員となり調査中です。

▼第二次再審の弁護士団では、その四名の弁護士さんを新たに弁護士団に追加選任、同委員会により年内にまとめられる予定の「特別抗告申し立て補充書」を提出、その補充書を見たうえで審理判断を下すよう申し入れました。

▼また、本会事務局の橋本進さんが執筆した雑誌『世界』10月号掲載の論文「雑誌編集者から見た横浜事件」も、本件審理上の重要参考文献として最高裁に提出しました。

▼第一次再審請求から一三年、私たちは司法の壁の厚さをさんざん思い知らされてきましたが、しかし最近の「司法改革」の動きの中で、さしもの最高裁も変革を迫られているといえます。その動きを加速させるためにも、この再審支援へのご協力をお願いします。

◎第二次再審裁判は現在、最高裁に特別抗告中です。

◎日弁連の人権委員会に「横浜事件委員会」が設置され、調査がすすめられています。

◇「横浜事件・再審裁判を支援する会」は、

この11月で14年目に入ります。

引き続きご協力をお願いします！

年会費は、個人〓二千元、団体〓五千元です。

ひろがる共感・支援の輪

橋本進『雑誌編集者から見た横浜事件』に寄せられた声

◎第二次再審請求で最大の争点となっているのは、戦時下の総合雑誌『改造』の編集者だった小野康人さんの「犯罪事実」です。横浜事件そのものの虚構性はこれまでさまざまな角度から明らかにされてきましたが、「支援する会」事務局の橋本進さんは、戦後まもなく同じ総合雑誌『中央公論』の編集者となった自らの体験をもとに小野さんの原判決を検討、編集実務の点からその「犯罪事実」の架空性・捏造性を完膚無いまでに明らかにしました。その要旨は、本会報38号に報告し

ています。

◎その後、橋本さんはさらに詳細な検討を加え、「雑誌編集者から見た横浜事件」としてまとめた論稿を雑誌『世界』10月号に寄稿しました。この論稿を読んだ知友の方々から多くの声が寄せられましたが、いずれもこの国の司法の在り方と昨今の政治状況に対する深い危機感に満ちた声ばかりでした。それはまたこの再審支援運動への共感を示すものでもありますので、ここに声を寄せられた方々のご了承を得て紹介します。

伊ヶ崎暁生（富山国際大教授）
 ■この論文の掲載で横浜事件に関する世間の認識・関心が強まることを期待します。六年前から続けている勉強と懇親を兼ねたグループの（最近の）例会で、鈴木三男吉さん（元日本評論社長。本会呼びかけ人の一人）に横浜事件と獄中体験を話していただきました。石埼一二（日本ジャーナリスト会議運営委員）

雑誌編集者から見た横浜事件

五〇年にわたって封印された真相

橋本進



246

二四一ページ、数万部の月刊総合雑誌を、編集会派ののち一〇日間ほどで、全国一斉発売とすることができてどうか。現在も不可能だが、まして印刷、製本事情、輸送事情がはるかに悪い戦時下（一九四二年）では、考えうることもできない。ところがこれが可能という前提で、関係者を治安維持法による有罪とした判決がある。横浜事件被告、小野康人氏（当時『改造』編集者、一九五九・一・一五）に対する判決である。（一九四五・九・一五、以下原判決）

原判決は、平飼利雄（当時、満鉄東京支社長、戦後、横浜国立大学教授）、西沢富夫（前同、戦後、日本共産党副委員長）、相川

時、東洋経済新報社社員、一九五五・八・二の諸氏といっしょに、起訴状開示から論告・弁論、判決までを、一日ですませた裁判でなされたものである。敗戦後の混乱状況の下でのドクサ形式裁判であった。没罪を記した以外も、すべて故人となっている。

ところが、今日の裁判所は、小野康人氏の再審請求（請求人、小野貞夫、一九五五・九・三〇没、現在は長男、新一、長女・首藤信子氏）に対し、原公判は証拠調べもあつた正当なものであり、したがって原判決は正当であると断定したのである。横浜地裁、九六・七・三〇、東京高裁、九八・八・三二の如下

SEKAI 1999.10

……秩父事件もそうでしたが、あらためて横浜事件に関心を抱きました。貴論文は事件のフレーム・アップの矛盾点を丹念に追及し、判決の不当性を明らかにしていますが、その内容を通して横浜事件がいかに捏造されたかをあらためて教えられました。東京裁判は一定の国際評価があるにせよ、治安維持法によって弾圧し、人権を奪った「人道に対する罪」の追及がなされなかつたことに問題を残したことを思い出しました。天皇をはじめ、政、財、官界の戦争

責任者たちが戦後も支配的地位を保ち続けたのみか、文中で指摘されているように裁判官の誰ひとり追放されなかつたこと、「日本の司法責任の未決」だということを、あらためて実感しました。

秋間達男（歴史研究者）
 ■一九五五年頃、木村亨氏に新評論でお世話になったことなどで、横浜事件は身近かに感じておりました。（映画「日独裁判官物語」をみて）日本の司法・裁判官の問題性が強く印象づけられました。

伊ヶ崎暁生（富山国際大教授）
 ■この論文の掲載で横浜事件に関する世間の認識・関心が強まることを期待します。六年前から続けている勉強と懇親を兼ねたグループの（最近の）例会で、鈴木三男吉さん（元日本評論社長。本会呼びかけ人の一人）に横浜事件と獄中体験を話していただきました。石埼一二（日本ジャーナリスト会議運営委員）

■再審請求については知っておりましたが、詳しい内容については今回の貴兄の論考で初めて知りました。雑誌が作られる過程からの考察はこれが最初であり、しかも具体的に説得力があるものと思えました。最高裁がどのような結論を出すか、注目

したいところです。

井上太郎（元中央公論社）

■ご論文は『世界』誌上ですでに読ませていただいております。全くその通りだと思います。とにかく恥知らずの人たち（が相手）ですから、当方もしつこくやるしか方法はありません。海老原光義

（元中央公論社。元『世界』編集長）

■編集者の目のみかとらえうる問題提起に学ばせていただきます。たった一日ですませた審理判決は、これに応じた弁護人の責任も否定し難いですね。大塚一男（弁護士）

■粘り強い正論の展開に感服しております。桂敬一（東京情報大教授）

■（横浜事件について）うわべしか知りませんでしたので、詳細をうかがい、まことに厳肅な思いがしました。鍋木賢一（歌人）

■軍国主義、そして特高、そのようなものは終戦によってすべてくつがえったはずですが、深部にまでなかなか届かず推移して、民主主義が制限され、人権が侵害されて行く世の中に戻りつつあるという気がしてなりません。……本件再審請求については、今後、できる限り注意して見守るとともに、小生の出来る応援があれば、実行していきたいと思えます。河崎光成（弁護士）

■松川裁判での広津和郎氏の仕事を

思い出しながら読みました。日本の保守勢力が一貫して怠らなかつたのは、「帝国憲法国家」の継承だったのだ、と近ごろ痛感し、トドメを刺しておかなかつた非力を慨いています。「国旗・国歌」はその区切りの一つのつもりだったのでしようが、継承のためには「法制化」しか打つ手がなかつた、という面もあろうか、と考えております。

北村美都穂（元中央公論社）

■感銘深く拝読しました。敬意を表します。塩田庄兵衛

（東京都立大・立命館大名誉教授）

■論証の精密さ、正確さ、司法権力への徹底的批判等々、圧倒されました。（自分が提起している）子研II感染研裁判も、このような司法官僚を相手にしていることを痛感し、樂觀できないと、気持をひきしめております。芝田進午（広島大名誉教授）

■何事も風化が進む中で、絶対に忘れてはならない事件として、横浜事件があります。木村亨さんもおられなくなつた現在、貴重な語り部として、橋本さんに大きな期待がかかっています。清水英夫（青山学

院大名誉教授。本会呼びかけ人の一人）

■……『盗聴法』だの『背番号法』だのはたまたま日の丸・君が代だの、何でもかでも「数」だけでおしまくこの国のまつりごとに対して、ど

こかできちんと歯止めをしなくては、また二十一世紀の「横浜事件」が起らないとも限らない、という思いがいっぱいになりました。……（友人の）くだんの出版編集者はまだ若く、彼も強い興味と関心をもっていただきますので、現場での支援にも役立つことがあるかと、連絡をとりあつていこうと思います。

白井和彦（元中央公論社）

■最高裁がいまや「最低裁」と酷評される昨今ですが、このご労作を裁判官たちがどのように受けとめるか、期待して見守りたいと思います。……ジャーナリズムが分散的に量ばかり拡大して、質的に衰退しているように歯噛みする思いです。ご労作はそこへの覚醒の一石になるものと思えます。茶本繁正

（日本ジャーナリスト会議代表委員）

■三権の中では司法がましという印象をもっていますが、それでも、お説のとおり、横浜事件については、戦争責任は（問われずにきて）なし。追及の必要はのこります。この論文を採用してはなしをしています。

鶴見俊輔（哲学者）

■とても説得的な論稿で勉強になります。中西啓之（都留文科大学教授）

■……横浜事件については貴稿での要点を知り、大変な事だったことをあらためて感じさせられました。

その権力の後継者が今も政治を壟断している——とくに本年に入ってから——中で貴重な闘いと存じ上げます。

西田照見（立正大教授）

■ほとんど知らなかつた事件ですが、当時の国家権力の横暴に激しい義憤を感ずると共に、背すじの寒くなる思いもうけました。二度と特高的暴力が行われてはなりません。政治の流れは、保守大合同—翼賛政治、国民背番号制など、気にかかることも多くあります。人間的な良心と尊厳は守られなければなりません。

廣田光男（元会社役員）

■昨年暮れから桐蔭学園（横浜）に勤務していますが。仕事の一つに横浜地裁の特号法廷の学園（大学法学部）への移築計画があります。……

横浜事件は、或いはこの法廷で審理が行われたのでしょうか。……話してくれた相手が誰であつたか、正確に思い出せないのですが、「私の義兄が戦時中、神奈川で公安関係の検事をしていた。横浜事件の取調べを担当したと言っていたが、終戦直後、その関係の書類だと言つて慌てて燃やしているのを見た。……」

星野勇（元中央公論社）

◆以下、10ページにつづく。

講演
— 6.11(金)集会 —

「内からの司法改革」を考える

弁護士事務局長 大川隆司

一 映画「日独裁判官物語」 が与えた衝撃

「日独裁判官物語」という60分ほどの映画の試写会が三月にありました。この映画をみますと、アフターファイブの裁判官像といえますか、裁判官が市民としての程度、自由を享受しているか、裁判所と市民の距離感が日本とドイツではどのように違うかがよく分ります。

ドイツでは、現職の裁判官が同時に、民主党の市会議員であったりします。また、裁判官組合の会合であるとか、その組合が市民向けに模擬裁判の芝居を大きなビアホールを借りて行ったり、スーパーマーケットの上に裁判所があるとか、市民と

裁判所の距離が非常に少ないのです。

ひな段のような高い所からものを言う日本と違って、普通の部屋に普通のテーブルがあって、そこに裁判官がやって来て「やあ皆さん、こんにちは」で裁判が始まる。

日本の場合、構内にカメラが入れないというだけではなく、アフターファイブに個人として、取材に応じる裁判官はほとんどいません。

この映画をみると、そういった現象面の比較だけではなく、どうしてそのような違いが出て来たのか、そのきっかけがわかるような気がします。

ドイツの裁判官20名が、米軍のミサイル基地反対ということで、基地前に坐り込むという行動を八〇年代

にやっています。それを支持する裁判官数百名が、新聞に意見広告を出し、弾圧があれば皆で闘って処分撤回の裁判を起こす、そういった場面が出て来ます。

映画をみた感想に、日本の裁判所に対して法廷闘争をするのが嫌になった、あまりの違いに絶望した、という人もいますが、ドイツの裁判所で出来ることを、どうすれば日本の裁判所でも出来るのか、ぜひ映画をご覧になって、考えるきっかけにして頂ければと思います。

二 行政訴訟の現状の比較

この映画作りのアドバイザーになられたのは、北海道大学の木佐茂男教授ですが、木佐先生の著書に『人

間の尊厳と司法——西ドイツ司法改革に学ぶ』という本があります。

木佐先生の本に依りながら、日独の違いと、その違いがどこから来たかという問題を少し掘り下げて考えてみたいと思います。

私が比較的話しやすい分野の行政訴訟に一番端的に裁判所の姿勢が現れるのではないかと思います。あるいは裁判所によせる国民の期待が反映するかと思います。

左上の表を参照して下さい。

日本では、権力との争いごとを裁判所に持ちこんでもしょうがないというような社会通念があり、それが原告の勝訴率に現われています。

ドイツでも原告勝訴率は10%台で、たいした違いはないようですが、訴

日独行政訴訟の現状の比較

①事件数の圧倒的なちがいが	
ドイツ：22万件	日本：1250件
②原告勝訴率	
ドイツ：10%以上	日本：2～3%
③執行停止（仮の保護）制度の機能	
ドイツ：25～30%	日本：ほぼ皆無
④審理の期間	
1年以内—ドイツ：60%	日本：37%
3年以上—ドイツ：5%	日本：30%
⑤却下率の差	
ドイツ：1%	日本：25%
⑥申立手続の難易	
ドイツ：印紙不要、不服理由不要→手紙、葉書、FAXで可	

訟件数から言って二万件の国なり自治体の敗訴判決があるわけです。日本の場合、却下率が全体の事件の約4分の1あります。却下というのは事件の自身に入らない、門前払いということ。ドイツの場合は、却下率が1%です。自分はこのように処分を受けたが不服です」ということを、手紙や、葉書、FAXでもいいから書いて出す。処分の内容さえ特定していれば、それだけで訴訟がはじまります。訴状

が難しいからと、はじめから弁護士が関与してやっても「駄目だよ」というフィルターがかけられてしまう日本の場合と違って、ドイツのように葉書1枚で始まる訴訟でも、10%以上の勝訴率になっています。

日本の場合、行政訴訟に幾日幾年かかって係争中でも、行政処分はほとんど進行します。たとえば課税処分が不当だと争う時もありあえず税金を払う。そうしないと延滞税をとられます。それを何とか防止しようとする、当該行政処分に対して執行停止の申し立て、民事法でいう仮処分みたいなものですが、その命令をとった上で本裁判で争うわけです。これが不当に少ないのです。全国の裁判所をみても年間で片手に入るほどしかありません。ですから原告の国民側が、長びいては困るので、早くして欲しいというわけです。

ドイツの場合、訴訟が始まるとその間、行政処分の執行が来ません。早く審理を進めてもらって、処分が適法だということももらいたいのは行政側なわけです。だから6割がたの事件について1年以内の審理が起きるといふ関係があるのです。

日本とドイツでは、「行政訴訟」という言葉だけが同じ概念でも中身は

全然違うということがわかります。

三 ギャップをもたらした二つの歴史

日本の行政訴訟というのは、50年、60年代までの勝訴率は、3割近くありまして、それが70年代の半ばを境目にして、下がってゆき、今や、2～3%といわれるようになってしまいました。そのことを、日本とドイツ、それぞれの司法を巡る歴史状況の違いがもたらしたのだという角度から、キチンと調べてみる必要があるだろうと思います。

(1) ドイツ（60年代後半～70年代）

「内からの司法改革」の進行、国民との距離を裁判所が埋める、裁判官の司法的自由が保障されるという事態をもたらしたのは、一部の裁判官が火をつけた60年代後半から70年代にかけての運動（内からの司法改革」という）の成果であると、木佐さんは総括されています。西ドイツの場合、敗戦にともなって「基本法（憲法）」が制定されました。法的制度的にはナチス体制と訣別した、ということになっていますが、運用する裁判官というのは、ナチス時代と変らないわけです。さすがにナチ

スの黨員だった人はバードジされていると思いますが、戦後の「基本法」にもとづいて教育をうけた若い人達が、声を上げられるようになったのが、60年代後半だったわけです。有名なドイツの裁判官組合の結成というのは68年です。有名な「ヨーロッパの学生の反乱」の年でした。

裁判官組合が結成された背景には、ナチス時代に責任をわかち合いないが、その責任をとっていない先輩世代の裁判官の人達に対する責任の追及というものがあつたといわれています。

それは、言葉で引用しますと、「古い形の法曹であることをやめ、基本権と人間の尊厳を持つ自由主義的憲法を裁判手続に取り入れ、法廷の市民を、もはや統治や権力行使の客体ではなく、公正な手続きを経て、権利が実現される、共に生きる市民と見る」、そういう裁判官像が求められました。

60年代、70年代のこういった問題意識が、ナチス時代の裁判官の責任に関する歴史的事実の解明という運動につながります。ナチス時代に、裁判官がどういう役割を果たしたか、ということについて、終戦当初は明らかではありませんでしたが、50年



ナチスによる犠牲者の追悼碑が作られました。

一九八七年には、その45年前に、ブレイメンの地方裁判所で、無実で死刑判決を受けた、17歳の少年の追悼式が裁判官組合の主導のもとに行なわれました。

ドイツの裁判所が、戦時中の自分らの責任と向き合って、その反省を形であらわしたというのがこの「ブレイメンの追悼式」です。

わずか10年ほど前のことですが、この追悼式に象徴されるように、戦時中の裁判所、裁判官に対する反省を行動で示すということがありました。60年代から20年間ほど、裁判官組合等を中心とした、「ドイツの裁判官の「内からの司法改革」が、市民生活と接近した裁判官像、あるいは市民的自由というものを謳歌する裁判官の実体というものを作りだしたと言えるのではないのでしょうか。

87年には、アメリカ軍のミサイル基地前で、20名の検察官と裁判官が坐りこんで警察官に検挙された「ムートランゲン事件」というのがありました。この行動を支持する意見広告を五五四名の裁判官が新聞に出した。それに対して、たいがいの州では、地方行政当局が処分できない。

2つの州だけで注意処分が出ました。この処分に対しても、取り消しの訴訟が起き、一つの州でその処分が「違法である」という判決が確定しました。こういう闘いを通じて、裁判官や検察官が市民として表現の自由を行使する、坐りこみや意見広告をするのも「一般市民と同じようにやって何が悪い」という「社会通念が確立する」ようになるわけです。

(2) 日本(70～71年)

同じ頃、日本では「憲法的価値を重視しよう」ということを公然と言って、団体活動をするような裁判官は全員淘汰しなければいけないと「青法協狩り」が70～71年に行なわれました。西ドイツで司法改革の一番基礎が始まった頃に日本では逆行するようなことが行われたわけです。

札幌地裁で「長沼事件」というのがありました。事件を担当した裁判官に対して、所長が介入した、その事実をアピールした福島さんの方が「訴追猶予」を受け、所長の方は「不訴追」という、お咎めなし。また、青法協の裁判官は10年の期間が満了したら、再任しないとあって「宮本裁判官の再任拒否」とか、青法協に入っている修習生は裁判官に採用し

ない。そのことを卒業式で抗議した阪口さんという修習生が罷免されるということも起きました。

裁判官が脱退届けを内容証明つきで青法協本部に送りつける。なぜ内容証明にしなければいけないかという、身の証しとして最高裁の事務局に提出するわけです。これにはさらに深い背景があります。

先に述べましたように、50年代60年代というのは安保闘争に象徴されるように、社会運動の盛り上がりというのがあって、当時3割近い行政事件の勝訴率がありました。労働事件の勝訴率もかなり多かったと思います。

一番頂点にあったのが「全通中郵事件」、つまり郵便局員のストライキは、いくら公労法で禁止されていても罪にならない、ということも最高裁が八対六という非常にきわどい多数決で無罪を宣言しました。69年には都教組の先生達のストライキにも無罪判決がありました。

当時自民党の幹事長だった田中角栄氏が、今まで最高裁にだけは手をつけられなかったけど、何とかしなければということで、最高裁の裁判官が任期切れになるつど、後任選びに政治的威力を發揮して、どんどん

代の末にポツポツ出はじめて、80年代初めに、ナチス時代の裁判官によって3万6千人の死刑判決がなされたという事実がはっきりしました。どういふ罪名で、死刑判決を受けたのか、はたしてその判決は執行まで行ってしまったのか、と考えてゆきますと、3万6千人もの死刑判決は、ナチスの裁判官だけで、できる事ではありませんから、一般の裁判官も責任を分有したことは間違いな

いと分ってきます。そういう歴史的事実の掘り起し運動のなかで、今では大方の裁判所に



体制よりの裁判官に首をすげかえていくわけです。72年に、田中角栄氏は総理大臣になりますが、最高裁の裁判官人事を牛耳り、その最高裁が青法協狩りをする、そういう「司法反動」という言葉が当時ささやかれました。

77年の「全通名古屋判決」、これは

66年の中郵判決と同じ時期、同じく郵便局員のストライキのケースで、普通右へならえて無罪判決が出る筈なのですが、10年引き延ばされて、その間に最高裁判所の顔ぶれが全部入れ変わり、有罪にされるのです。そのぐらい劇的な逆転が60年の終りから70年代にかけて行われました。

75年を境にして行政訴訟の勝訴率がひとけたに下ってきます。まさにそういういった時代背景が反映しているわけです。

ですから、「日独裁判官物語」を作るのも、裁判所当局が協力しないのです。のみならず、青法協裁判官の良心的な人がいないわけではないのです。が、ほんの片手に収まるほどの人しか出演してもらえないというわけです。私達の闘いというのは、横浜事件に限らずそういう裁判所の壁との闘いになっています。

四 日本の現状打破への新しい

行政訴訟の試み

全体としては、大変な

壁がある中で、いろいろな形で、市民、国民の闘いというのは非常に前進してきている面も、同時にあります。

私に関わってきた市民オンブズマンの闘いというのは、情報公開と、住民訴訟、この二つを武器にした闘いです。

オンブズマンが出来て満5年ですが、この間に住民訴訟が約3倍になっています。

住民訴訟というのは、行政訴訟にいう原告不資格とか、訴えの利益、そういうことに制限されない訴訟です。ある自治体の住民であれば誰でも起せます。ただ、対象の事項が、財務会計事項と違って、お金の使い方、財産管理の仕方、そういう金銭がらみの事件に限定されています。

住民訴訟を起こすために、財務会計事項に不当な点はないか、情報公開制度を利用して資料を調べます。黒塗りや、公開拒否があれば、それを取り消せという情報公開請求訴訟を起こすことができます。この訴訟を最近5年間でみると、一部勝訴も含め、半分ぐらいは原告の住民が勝っています。原則公開義務が行政側

にありませぬから、拒否する理由を立証しなければならぬのは行政側と

いうわけで、勝訴率は非常に高いわけです。

行政の透明性というのが、一つの時代を特徴づけるキーワードになって、そういうものを最大限に利用した、裁判闘争がこの4〜5年の間に大きく前進しています。

教科書検定というのは、文部省の教科書調査官が、調査意見書や評定書という文書を作って、それに基づき、この記述は適切ではない、と報告すると、審議会がそれを受けて「不合格である」という修正意見をつける、そういうシステムです。「検定処分は適正であった」と主張しながら、それらの検定関係文書は絶対出さない、というのが文部省のスタンスでした。

いま横浜教科書訴訟は、地裁で一部勝訴し、東京高裁にかかっています。横浜地裁に、原告高嶋さんに対する検定文書を検定課は出すようにとの申し立てをしました。地裁では「出せ」といつてくれたのですが、文書提出命令だけが高裁にかかって、取り消されてしまいました。検定書の問題はそこで決着がついたのですが、訴訟そのものが高裁に上ってきたので、もう一回検定文書を出すよう申し立てたわけです。これに

対して文部省は、一回決着ついたものを二度審理すること自体おかしいとさんざん抵抗しましたが、昨日(6月10日)、東京高裁は検定関係文書提出を命じました。

これは大変なことで、一回すでに決着したものに對して裁判所が変わったからといってもう一度申し立てて認められた例は、はじめてだと思えます。それというのも、高裁の裁判官が「処分を争うなら、どうい理由で不合格にしたのか、行政側は説明責任を果してきつちりと客観的な文書で証明すべきだ」という意識を持っているからなんです。そんな裁判官が今や特殊だと言えなくなってきたという状況が生れています。

いろいろな規制緩和論についての批判もありますが、内閣総理大臣の諮問機関である「行政改革委員会」の問題提起に基づき、行政手続法も制定されたし、5月7日に「情報公開法」も制定されました。

行政の透明性と手続の適正性をもっとはつきり確立せよ、という時代背景があり、その時代の風というものを最大限利用する必要があります。

全体としては、パツとしない勝訴率の中で部分的、例外的というのはちょっと淋しいですが、少しずつ結

果を出しているとも言えます。

五 横浜事件再審請求の意義

ドイツのナチス時代の裁判所で死刑判決が3万6千人も出たということに對し、日本では、天皇制下の治安維持法時代ですが、こんな無茶苦茶な数にはなりませんでしたが死刑判決は出ています。それは被告人が朝鮮人の場合です。「朝鮮人の独立運動」に對して治安維持法が適用され、死刑判決が百近い数出ていると思えます。内地の裁判所だけではなくて、当時日本の領土であった朝鮮の日本人裁判官による死刑判決もあります。横浜事件の再審というのは、判決の正文こそ死刑ということではありませんが、戦争責任と、正面からむき合え」という要求が込められています。

戦争中の裁判官は、細川論文を、共産主義的啓蒙論文と評価して、治安維持法第一条の「国体変革を目的とする結社のために行つた行為」に對して有罪の判決を下したわけですが、その評価が本当に正しいのか、まちがってはいないかということをつきつけてゆく必要があります。

日弁連の人権委員会で、横浜事件

対策の小委員会の弁護士の人達が、訴訟記録に目を通してくださって、非常にシンプルな指摘をしてくれました。それは、今井先生、荒井先生

のお二方の鑑定書そのものを新証拠と考えたらどうか、つまり裁判所は、この細川論文を共産主義的啓蒙論文だと評価して有罪としたけれど、「細川論文は共産主義的啓蒙論文ではないとする鑑定書が出たのだから、それが再審を開始すべき新証拠だ」と主張し、活用してみたらどうだろうか」という問題提起がありました。

細川論文は、原判決は証拠として挙げていない、そこで小野さんの再審査申立ての時、「原判決は細川論文をみていない、みてなくて判決を下すのはおかしい」という問題提起をしたわけです。その補強として鑑定書を提出して、もしみていたなら「共産主義的啓蒙論文」だというのはさすがに、と我々は主張しました。

横浜地裁では、たしかに原判決に証拠として挙げられていないが、みたはずだ」といい、みた、みていない、で争いました。

そこで論文に對する評価を、事実認定の問題、事実誤認だということにと考えなおしてみると、現在の裁判官が、細川論文を共産主義的啓蒙

論文だというふうには評価したのは誤りだという認識に到達するということが自分らの先輩の戦争責任とむきあうあかしだろうと思つたのです。

専門家の掘り下げた細川論文の鑑定書も、二つに限らず、今後とも作成していつて提出することは可能なわけです。

第二次再審請求はまだまだやるべきことがありますから、それに取り組もうと思えます。ぜひ皆さんも関心を寄せて頂きたいと思つています。ひいては一事件を通じて、ドイツのような、裁判官の市民的な自由というものも確立できるような社会、裁判官が市民的の自由を享受できるような社会になれば、判決の本身も市民的になつてゆくわけです。そういう全体の流れを変えてゆくような運動の一端を、再審闘争も担つてゆくことが、やないか、そんなふうと思つていきます。(文責：事務局)

夫・小林英三郎の思い出

小林 貞子



□小林英三郎さんは第一次再審請求人の一人です。東大卒業後、治安維持法違反で二回検挙され、三回目が横浜事件でした。第二次再審請求でも、事件の当事者の一人として小野貞さんと共に活動されましたが、一審決定のあと惜しくも逝去されました（享年八六歳）。小林さんの戦前・戦中・戦後の歩みについては本会報32〜36号に聞き書きを掲載しています。このたび貞子夫人に小林さんの思い出を寄せていただきました。

（事務局）

戸坂潤先生の研究会で

私が、主人小林英三郎に出会ったのは、約六十年前の昭和十四年（一九三九年）のことでした。遠い昔のことなので記憶違いのところもあるかもしれませんが、お許しいただきたいと思えます。

私は当時、左翼的な物の考え方に興味を持ち、河上肇の『無産者政治教程』やフインゲルト・シルビントの『史的唯物論』等の本を読んだりしていました。

たしか私は、戸坂潤先生をかこんでの「唯物論研究会」に出席し、その時はじめて主人に出会ったような

気がします。

当時主人は文芸春秋社に勤めていましたが、その後改造社、戦後は明治生命に入社し、明治生命では十二年間組合の委員長をやっていたようです。最後の職場はランゲージサーピスでした。

主人が文芸春秋社に勤めていた時のことでした。私は次第に主人とデートをするようになりました。文芸春秋社の前で会う約束をしていた私は、出口の前に立っている主人を見つけたので、急いで駆け足で近づきますと、主人は私を見て「そんなにあわてなくてもいいですよ」の一言でした。その後二人はデートを繰り返

返し、段々に結婚する気持ちになっていったようです。

当時は親同士がすすめる見合い結婚が一般的でしたが、私たちはお互いの親を見合いさせるとい形になってしまいました。

懐かしい二枚の写真

主人は滋賀県の長浜で生まれ、私は東京の今の北区で生まれました。これこそ昔の人がよくつかった「御縁」という言葉が当てはまるのかもしれないかもしれません。当時主人は居長（イチョウ）姓でしたので、私は結婚したら居長貞子になるのだと思ってうれしい気持ちになつていましたが、居長家（カワラ）を売っていた商家ですが）で働いていた小林という番頭さんに跡継ぎがいなかったのので、急に主人は小林という姓を名のことになってしまいました、その番頭さんには申しわけないけれど、私は何となく淋しい気持ちになつたことを覚えています。

当時の銀座にはスナップ写真を撮って商売をしているカメラマンがいて、私たちも見事そのカメラマンの写真機にキャッチされてしまいました。主人は当時流行の中折れ帽子をかぶり、私は黒いマスクをして、コンパスの長い主人を、後から追いかけるように歩いている写真でした。手をつないで歩くようなニュアンスはなかったようです。

またある時は、主人は私が働いている医局の部屋に何の屈託もなく入って来て、白衣姿で顕微鏡をのぞいている私を写してくれたことがありました。当時、主人はお兄さんからの海外旅行のお土産だという、ライカという写真機をいつもうれしそうに持ち歩いていました。これらの二枚の写真は、主人が亡くなってから主人の部屋を整理した時、主人のアルバムにきちんと貼つてあるのを見つけた。

新婚生活のころ

結婚後の思い出を二、三書かせていただきます。新婚早々のことでした。私たちは、小さなアパートの一室で、小さなお膳をはさんで坐っていました。お膳には「プリの照焼と、ほうれん草のおひたし」がのつてい

ました。主人はうれしそうに、「なかなかやるじゃあないか」と言ってみてくれました。

でもある時は、わかめの味噌汁を作ろうと思って、先ず乾燥したわかめを水につけて、ふやかしたら、わかめが容器いっぱいふやけてしまつて、びっくりしたと、また、どじょういんげん豆をゆでようと思つた時、いんげん豆のすじを、ゆでる前にとるのか、ゆでてからとるかわからなくて、わざわざ生家に電話をして聞いたこともありました。

結婚して間もなくのことでした。当時主人は髭が濃く、私も髪の毛が多かったので、私の姉妹たちに「貞子の子供は、きつと『タワシ』に目鼻のような子供が生まれるだろう」などとかかわれたことを思い出します。またある時、私の姉や妹たちと道を歩いていると、高いところに枝をつけた大きな木がありました。姉が「こんな高い木では首もつれない」と言うと、主人は憮然とした顔で「首をつろうと思えば、つれますよ」と答えました。こんな会話をくり返すうちに、私の姉妹たちも段々主人に親しみを感じてくれるようになりました。

その後、私たちの子供も大きくな

り、学校に通うようになりました。PTAのお母さんたちと、それぞれ自分の旦那の話などをするようになりました。私が主人のことを、「主人」という人は、私がかまっていれば、いつまでもしっかりかまらせてくれるけれど、もし手を放してしまつたら、追いかけて来てはくれないだろう」という話をしたら、いつの間にか主人はPTAのお母さんたちから「棒ぐい」というあだ名で呼ばれるようになってしまいました（そのことを主人が知っていたかどうかはわかりません）。

主人が検挙されて

主人は思想的なことでも何回も警察に検挙されました。ある時私の家に、いきなり三、四人の警察の人が入って来ました。何か参考になる物があるかと、主人の机や本棚を捜しはじめました。私は主人が拘引されるのではないかと思つたので、主人の着物（当時は和服でした）に二十センチ程の短い紐を数本つけてあげました（長い紐は許されなれないと思つたので、その人たちに私は、「なれていやがる」等と言われてしまいました）。

また主人が拘置されている時、私

『雑誌編集者から見た横浜事件』に寄せられた声——つづき

■あらためて横浜事件の反人道性と司法の無責任、破廉恥さに怒りを感じた次第です。治安維持法による国家犯罪を戦後裁くことなく、昨今の反動的政治につながっていることは明らかです。松田浩（関東学院大学教授）
■日本ファシズムの清算が全くなされていけないことが、良く理解できました。国旗・国歌問題といい、『戦後民主主義』の原点に立ち返った再検討の必要性（民主派の弱点の検討も含めて）を痛感しています。

松田博（立命館大教授）
■横浜事件については、畑中繁雄氏や黒田秀俊氏の著書、それに畑中氏や黒田氏の談話から大概は承知していましたが、再審請求については詳細は知りませんでした。橋本さんの新発見によって判決がくつがえされることを願うのみです。

松代洋一（元中央公論社）
■近頃、警察のでたらめぶりが報道

は子供の手をひいて主人に面会に行きました。なぜか主人は腰をまげて、へこへこした感じで出て来ました。

され、昔も今も変わらぬ権力のありかたに憤慨いたしております。

閻宮春生（元中央公論社）
■再審請求についての皆様のご努力には全く感佩しております。……ご執筆の最後のところで強調されている司法の責任が、今や追求される最大の問題ではないかと思えます。裁判官さえこの事件を正しく見ぬいていれば、こんなことにはならなかつたと無念でなりません。

宮本信太郎（元中央公論社）
■……いまの人たち、とりわけ若者たちに、権力がいかに横暴、デタラメであったかの事実をあらためてしらせるいい論文だ、と思います。……この事件の再審にたたかっていた人びとの存在の意味を強く思っています。日米防衛指針関連法、住民基本台帳法、通信傍受法、国旗・国歌法、矢つぎ早にゴリ押しするのを見るにつけ、統制国家への復活を思わせる——そういう時期だけに『世界』がこの論文を取上げた意味を感じ、うれしく思いました。

横山真一（元中央公論社）

私は洗濯物を受け取って帰って来ました。その時、主人の足袋がいやにぬるぬるしているのに気づき、チリ

紙がなくて主人が鼻水をかんだのかしらと思っていました。主人の足首のところは腫瘍が出来て、その膿がついていたのだということが後でわかりました。

最後に交わした握手

主人は日頃から自分の健康には注意していたようです。毎朝目を覚ますと、必ず茶の間のすみで自己流の体操をしたり、乾布摩擦をしたりし

ていました。また夜十時半になると、自分で箆笥の引き出しから着替えの下着を出して、二階の書斎から降りて来てお風呂に入ることにしていました。私たちは主人のことを「十時半の男」等ともいったりして、入浴の時間が主人とかち合わないようにしていたこともなつかしい思い出の一つです。

横浜事件の第一次再審裁判が敗訴になった後のことだったと思います。



▲「普段着の笑顔」の小林英三郎さんの遺影の置かれた仏壇の前で——左が貞子夫人、右はご子息の佳一郎さん（佳一郎さんの「声」は前号会報に紹介）。

私は主人が咳をして痰をチリ紙で取った時、主人の痰に血がまじっているのを見つけたので、主人と一緒に近くの病院に診察を受けにゆきました。診察の結果、主人は間質性肺炎と診断され、入院することになりました。主人に入院のことを話しましたら、主人は「シメシメ」といって、その日に入院することにになりました。疲れていた

のだと思います。主人は亡くなる前の日に、はにかむような顔をして、私や嫁に握手を求めました。主人の手は、力なくやせていました。

普段着のままの笑顔

一九九六年十月三日の朝、入院先から、電話で主人の容態が悪くなつたという連絡があり、私と嫁とで、いそいで病院にゆきました。病室のドアはあけっぱなしで、四、五人の若い看護婦さんにとりかこまれていました。私たちが入室しようとしたら、「入ってはいけません」と言われてしまいました。どうして入ってはいけないのかわかりませんでした。が、じいっと我慢して、看護婦さんの間から、よつきり出ている主人の大きな足の裏だけを見ました。すでに、主人の意識はなかったのだと思います。やがて見たこともない主治医でない先生が病室に入って行かれ、間もなく「御主人は亡くなりました」と言われました。主人の人生は、あっけなく終わってしまったのです。

今、主人の遺骨は、富士山のよく見える静岡県の富士霊園に安置されています。二十年程前に新聞の広告の中からこの霊園の名前を見つけ、

主人はその時「そろそろお墓も用意して置かか」といって、私と一緒に下見分にゆき、即刻、その場で契約しました。

我が家の茶の間には、主人が親からもらったといって大事にしていた高さ四十七センチ程の小さな仏壇があり、主人はそこで普段着のままの笑顔の写真で、かざられています。

この写真は、亡くなる二年前に私のクラスメートたちと一緒に中国旅行をした時の写真です。中国のことをよく知っていた主人は、ガイドさんの説明を補足して、中国の歴史のことなどをマイクrohンをかって説明していました。そんな姿がなつかしく思い出されます。

唯物論者だった主人には、戒名はつけませんでした。

(一九九九年八月四日記)



裁判所も「過去」と誠実に 向き合ってほしい

小野 新一



母が亡くなってからはや三年と八カ月が過ぎようとしております。その間、支援する会の皆様はじめ再審についてご支援賜りましたことを遺族として、心から感謝いたします。

僕は、法律の専門家ではないので、間違っているかもしれませんが、この再審裁判を裁判所が取り上げることで、戦後五十年を経過し、あらゆる分野の歴史の見なおしが行われている中で、司法の手続きが当時の法にてらしてもおかしいと判断されることがあるのではないかと。これからの司法のあり方を問われたとき、裁判所も過去の歴史を見直すことが、新たな司法のあり方をつくっていく

ことにつながっていくと思います。そのためにも、現在の裁判官に真摯に、過去にとらわれず、この判決について精査してもらいたいのです。

現在の裁判制度の中で、処理しなければならぬ案件がおおすぎて、時間がかりすぎる問題などを解決する糸口にしてもらいたいものだと、思います。裁判所は敗戦直後の異常な裁判の事実から向き合って日本の司法の正常化につなげてもらいたいのです。

りますが、皆様の多大なるご支援のもと、再審請求が受理されますよう、微力ながら頑張る所存でございます。今後ともこの輪を広げてくださいますよう、心よりお願いしまして僕の連帯の挨拶とさせていただきます。

その後、新たに横浜事件再審裁判の弁護団に参加して下さった弁護士の方から励ましのお手紙を頂き感謝しております。大川先生の講演の中で、「日独裁判官物語」のご紹介があり、見る機会を探していた所、八王子で十月三十日に見れることになり楽しみにしております。また、紹介された本の出版社が、日本評論社で、昔、職場の歌声の先輩が勤務していました。私も会員を広げべく八王子の映画に何人かお誘いしました。支援する会の皆様！ 最高裁の判決が出る重要な時期に是非多くのかたがたに広めて頂き会員の増加するよう呼びかけてくださるよう心よりお願い申し上げます。

6.11 公正な審理を求める集会 での第二次再審請求人の挨拶 — 小野新一・斎藤信子さん

周辺事態法や盗聴法など、僕たちのまわりに着々と押し寄せてくるものに対峙するためにも、この裁判を勝ち取りたいものです。母の遺志を継ぐ遺族として頼りない僕達ではあ





垣間見た裁判所の “人間不在”ぶりに衝撃

斎藤 信子

橋本進さんの綿密な推理から、横浜事件の捏造が証明できるお話をうかがいましたが、今日は私にとりまして忘れられない経験を申し上げます。

母が再審請求に加わって以来、何回か裁判所から送られてきた棄却決定通知の人間不在ぶりに驚かされてまいりましたが、その母も第二次再審に望みを託しながら他界し、その後裁判官が入れ替わったとの情報もあり、今度こそは請求が通るのでは

ないかという見込みでマスコミの関心がいつになく高まりましたが、前にも増して田態依然の地裁棄却決定で、その記者会見後、大川先生と兄と私は抗告書類提出のため初めて裁判所の一室に足を踏み入れました。

いつもは書類がただ送付されてくるだけでしたから、その時私にとっては、母たちが長年たたかっていた人間の姿を実際に見たという感じがありました。

立ち働く二、三人の中には私より

若い女性の姿もあり、私は、

「あー、この人たちは自分が扱う事件の真実が一体どこにあるのかを考えたことがあるのだろうか？」という思いが一瞬非常に強くよぎりました。彼らも私も横浜事件そのものの時代を体験はしております。

でも真実という一番肝心な探求なしに、本来国の良心でなくてはならない司法の現場でただ、書類が右から左へ片付けられ、しかもまちがった権力を守ることのみに終始している。

不正に対するあまりの無関心、ひたすら保身の術だけが、先輩裁判官から若い裁判官へと型にはめられたように受け継がれてゆく様子を、一瞬の光景に見た気がしました。

横浜事件を生み出した体質そのままの「今」をとっても恐ろしいと感じました。一体この国はどうなつてゆくのだろう。この現実をもっと一般の若い人に知ってもらわなければと

高裁判決―私はこう思う(続)

ガリバーの名言

山田 猛

第二次大戦中、リトアニアの領事として赴任していた杉原千畝さんが、任地を去る間際まで逃がれて来たユダヤ人に、日本や東インド方面へのビザを発行し続けたという実話を基に作られた「ビザと美德」と訳された短編映画をみました。

杉原さんは、戦後外務省を追放されましたが、ビザにより助かったユダヤ人が、杉原さんを探しあてて、亡くなられる少し前に、イスラエル政府から表彰されております。その間、日本政府が杉原さんの名誉を回復したことはありませんでした。

痛切に感じました。

先日、TV番組中、立花隆氏が、「今というのは常に未来への分岐点だ」と言っていました。どうなるのかわからず、どうしなくてはならないのか、一人ひとりがその責任を担っているとも言っていました。

私にとりましては、横浜事件再審棄却の不当にノーと言いつけることが大切な責任だと思っています。

権力というものが「法律」の名の下に、いかに多くの人達を抹殺してきたか、「自由」の名の下に抹殺されていく人達に、法律はいかに無力なものであるか、痛いほど感じております。私は法律のことは良く知りませんが、『ガリバー旅行記』の中で、フウイヌム国の主人から「お前の国の法律とその執行者」について質されたガリバーが「実は、われわれの間に一つの集団があって、その連中はわざわざその目的のために集大成された特別の言葉を駆使して、「白」が「黒」であり、「黒」が「白」であるということを立証する技術を若い頃からたたき込まれている。この集団には、余人にはちんぷんかんぷんとしか響かないような、彼ら独特の合言葉乃至専門語がある」と答えたことを思い出しました。

会員のみなさんから

会費・カンパをお寄せくださったさいの会員のみなさんからのメッセージを(お断わりせずに恐縮ですが)ご紹介させていただきます。

■一般人がよく普通に持ち合わせている「社会常識、良識、態度」からすると、裁判所が示す姿勢は、とても不思議でなりません。情けなく哀れな気持ちにさえなってしまう。

関係者の皆さまが地道な努力を重ねた十二年余という月日は決して短くありません。目的に向かい少しずつでも前進することを願いながら会報を読ませて頂いています。実方義雄

■新ガイドラインとか、いよいよ戦争への暗雲が色濃くなってきました。今日、この裁判を闘うことの意味は大であると存じます。ねばり強く闘いましょう。事務局の方々のご健康を切に祈念いたします。渡辺 等

■畑中繁雄さんの計報は、ひとつの時代が終わった感じです。生前、縁あっておつきあい頂きました。闘いはこれからですね。原満三寿・律子

■横浜刑務所の前を先日通りました。建てかえが進んで明るい雰囲気になりつつあります。通るたびに横浜事件を心に刻んでいます。「プライド」

などという映画が上映されるこの世の中、事件を呼び起こす必要があります。(笹下町在住) 山室ミナ子

■皆さん高齢になられても頑張っておられ、感心するばかりです。私は年とともに体調をくずしております。今後とものご活躍を心より祈っております。

岡田富久子

■事務費用をお届けするほかに、何もお手伝いできません。盗聴法が成立させられようとしている現状、横浜事件の真実を追及(及)すること、を止めることはできません。先人の無念をはらすため頑張りたいと思います。佐川隆彦

■青地農さんの本を読んで横浜事件のことが心に残っております。編集部より資料も頂きました。私も八五歳を過ぎましたので温和しい年寄りになろうと考えているのですが、今の日本を思うと、ただ黙っているわけにもまいりません。支援会に入っても何も出来ないとも思いますが、五千元送らせてもらいます。切手代にでも使ってください。木村さんが亡くなられたことは本当に口惜しいと思います。皆様頑張ってください。横山 新

■社会情勢がますます悪くなつてゆ

くようでもとても恐ろしいことだと思えます。本当に気の遠くなるような裁判ですが、多くの方たちにこの実態を知って欲しい。これからも皆で頑張つて参りましょう。若林しげの

カンパを寄せて下さった方々 (敬称略)

- 〈2月〉中村忠志 原田宏 山田猛 原満三寿 清水雅彦 伊藤千里 前田朗 岩波芳組 高平忍 齋藤信子
- 〈3月〉横山新 齋藤信子 関ふさじ 深代典子 〈4月〉辻玲子 〈5月〉熊谷浩一 奥田淳爾 友枝隆生 池田剛 齋藤信子 〈6月〉新井康廣 若林しげの 〈7月〉窓友会地の塩 岩波芳組 佐川隆彦 齋藤信子 〈9月〉齋藤信子

事務局から

▼先月「ニュース23」に「裁判官ネットワーク」が結成されたというところで現役の裁判官三名が出席されていました。(大阪高裁、大津地裁、神戸家裁) 法曹の一元化ということなど語っておられました。大川先生のお話にもありましたが、市民としての裁判官のあり方、開かれた司法へ、「内からの司法改革」が進みつつあることを感じました。これは再審をめざす私たちにとって明るい兆しとい

えるのではないのでしょうか。

▼支援する会も一四期目に入りました。一三期は会員数が過去最少の二〇〇名になってしまいました。(二期は二八〇名だったのです) どうか皆様、更新をお願い申し上げます。

▼小林貞子さんに原稿をお願いしたころは、胸を打って肋骨にひびが入って通院中とのことでしたが、この間電話でお話したところまだ通院されているとのことでした。青山房子さんは今月下旬白内障の手術で再入院されるそうです。気賀さんとは夏にお話ししましたがお元気でした。

▼今号に紹介しました『世界』掲載の橋本進さんの記事のコピーを実費でおわけします。ご希望の方は二百円分の切手を同封の上お申し込み下さい。(金田)

入会申込・会費納入先

〒101-0064 千代田区猿樂町1-4-8 松村ビル402
 横浜事件・再審裁判を支援する会
 ☎03-3291-8066 (Fax兼用)
 <年会費> 個人=2000円 団体=5000円
 ●郵便振替 00130-7-150641
 振込用紙に口座番号、金額、氏名、住所など必要事項をご記入のうえ、お振り込みください。
 ●銀行振込 富士銀行九段支店
 普通預金口座1478864「横浜事件再審裁判を支援する会」